

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 福岡財務支局長

**【提出日】** 平成20年8月14日

**【四半期会計期間】** 第9期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

**【会社名】** 株式会社アイフリーク

**【英訳名】** I-FREEK CO., INC.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 永田 万里子

**【本店の所在の場所】** 福岡県福岡市中央区大名二丁目4番22号

**【電話番号】** 092(738)3800 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理部長 山内 征宏

**【最寄りの連絡場所】** 福岡県福岡市中央区大名二丁目4番22号

**【電話番号】** 092(738)3800 (代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理部長 山内 征宏

**【縦覧に供する場所】** 株式会社アイフリーク 東京支店  
(東京都港区麻布十番一丁目10番10号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次		第9期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第8期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高	(千円)	487,550	1,926,874
経常利益	(千円)	48,110	330,710
四半期(当期)純利益	(千円)	7,537	158,250
純資産額	(千円)	1,383,334	1,375,550
総資産額	(千円)	1,695,341	1,736,499
1株当たり純資産額	(円)	60,803.46	60,476.54
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	331.79	6,967.70
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	327.44	6,853.93
自己資本比率	(%)	81.5	79.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	78,325	98,528
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	44,568	328,871
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	7,760	1,996
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	740,137	714,141
従業員数	(名)	86	89

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

なお、平成20年4月の組織変更により事業部門の名称を変更したことに伴い、事業の種類別セグメントの名称を、従来の「モバイルマーケティング事業」から「モバイルイノベーション事業」に変更しております。変更は名称のみであり、これによる事業の種類別セグメント情報の損益に与える影響はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合(%)	関係内容
(持分法適用関連会社) (株)CLON Lab	東京都 千代田区	80,000	ソフトウェア・ハードウェアの企画、開発、販売、設計、保守等。	25.2	サーバホスティングサービスの提供。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	86[6]
---------	-------

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。  
2 臨時雇用者数は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を[ ]外数で記載しております。  
3 従業員数には、使用人兼務取締役4名を含んでおります。

### (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	78[6]
---------	-------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。  
2 臨時雇用者数は、当第1四半期会計期間の平均人員を[ ]外数で記載しております。  
3 従業員数には、使用人兼務取締役4名を含んでおります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【販売の状況】

#### (1) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(千円)
モバイルコンテンツ事業	455,566
モバイルイノベーション事業	31,883
Eコマース事業	100
合計	487,550

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)
(株)NTTドコモ	323,971	66.4

(注) (株)NTTドコモは、平成20年7月1日付で(株)NTTドコモ九州を吸収合併しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、サブプライムローン問題の長期化による金融市場の混乱、原油をはじめとする原材料等の高騰により、景気の先行き不透明感が強まる状況で推移いたしました。

このような状況のもと、モバイル業界におきましては、携帯電話契約数が、当第1四半期連結会計期末には前連結会計年度末比0.9%増の1億364万台となりました。また、第3世代移動通信サービスである3G対応の携帯電話契約数は、前連結会計年度末比3.2%増の9,083万台に達し、堅調な伸びを見せております（携帯電話契約数は社団法人電気通信事業者協会調べ）。株式会社NTTドコモ（以下、NTTドコモ）、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社の主要3キャリアが新規に投入する機種の数多くには、当社グループが主力としているデコメーションを利用するための機能が標準で搭載されており、当社グループのサービスを利用できるユーザー数は増加しております。

一方で、デコメーションを含むいわゆるリッチコンテンツの普及、有料コンテンツと無料コンテンツの二極化等、モバイルコンテンツ業界の市場構造自体が急激に変化し、モバイルコンテンツを提供する企

業間の競争は激化しております。また、モバイルを活用したインターネット接続が急速に普及し、生活に欠かすことのできない重要な社会インフラとなる一方、青少年が違法あるいは有害情報に触れる機会が増えたことから、携帯電話事業者によるフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）規制強化への対応、携帯電話の高機能化による新技術への対応スピードを求められる等、当社グループを取り巻く環境は大きく変化しております。

このような環境において、当社グループでは基幹事業のデコメーションコンテンツの充実、リッチコンテンツのひとつである、Flash(R)のモバイルにおけるコンテンツへの対応、新たな収益機会の創出を目的とした新規事業の展開等、総合コミュニケーションプロバイダーとして、「新しいモバイルコミュニケーション・ツールによる新しいライフスタイルの創造」をビジネスドメインとした展開を進めてまいりました。その一環として、平成20年6月にNTTドコモ向けにFlash(R)を活用したモバイルコンテンツ「アニメデコ」をオープンし、平成20年6月にはモバイルEコマースコンテンツ「お気持ち.jp」をグランドオープンいたしました。また、平成20年4月には、次世代コミュニケーションサービスで事業シナジーを得ることを目的として、株式会社CLON Labの第三者割当増資を引受けたことにより、当第1四半期連結会計期間から同社を持分法適用関連会社としております。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間における売上高は487,550千円、営業利益は60,283千円、経常利益は48,110千円、四半期純利益は7,537千円となりました。

事業の種類別セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

なお、平成20年4月の組織変更により、事業部門の名称を変更したことに伴い、事業の種類別セグメントの名称を従来の「モバイルマーケティング事業」から「モバイルイノベーション事業」に変更しております。変更は名称のみであり、これによる事業の種類別セグメントの損益に与える影響はありません。

#### モバイルコンテンツ事業

モバイルコンテンツ事業におきましては、積極的かつ効果的な広告宣伝等を行い、コンテンツ利用者（ユーザー）の獲得を目指しながら収益性を高め、成長性の維持に取り組みました。また、新規コンテンツをオープンした結果、業績は堅調に推移し、売上高は455,566千円、営業利益は99,439千円となりました。

また、当社グループが提供するコンテンツの素材制作を担う独自のクリエイターネットワークサイト「CREPOS（クリポス）」の登録クリエイター数は、当第1四半期連結会計期間末において約3,600名（前連結会計年度末は約3,200名）、当社グループにおける総素材数は約94,000点（前連結会計年度末は約86,000点）となっており、高品質かつ人気の高い素材を安定的に確保し、多様化するユーザーニーズに対応してまいりました。

今後、デコメーション市場の拡大、モバイルでのFlash(R)活用による新サービス等、競合企業との競争が激化する中で、他社に先駆けた新たなコンテンツの投入、新技術への対応や優秀なクリエイターを確保することによる質の高いコンテンツ提供等に努め、更なる会員獲得を図ってまいります。

#### モバイルイノベーション事業

モバイルイノベーション事業におきましては、前連結会計年度からの継続した受託売上を中心に、売上高は31,883千円、営業損失は4,826千円となりました。

当第1四半期連結会計期間におきましては、収益構造の見直しを図ると共にモバイルコンテンツ事業で培ったリソースを有効に活かすべく、Flash(R)のモバイルコンテンツ制作体制の活用、C

REPOS登録クリエイターの活用等により、受託ビジネスを拡大してまいりました。

今後は、受託ビジネスの拡大を図るべく、モバイルコンテンツ事業で培ったノウハウ、技術力及び顧客基盤等を有効活用しながら展開してまいります。

#### Eコマース事業

Eコマース事業におきましては、平成20年6月にEコマースコンテンツ「お気持ち.jp」をブランドオープンし、売上高は100千円となりましたが、事業基盤確立のための先行投資等により、営業損失は34,629千円となりました。

また、Eコマース事業強化等のため、平成20年7月には株式会社日本インターシステムの株式80.0%を取得し子会社化しております。

今後は、モバイルコンテンツ事業及びモバイルイノベーション事業で培ったノウハウ、技術力及び顧客基盤等を有効活用しながら早期の黒字化を目指し、さらに子会社化した株式会社日本インターシステムとのシナジー効果により当社グループの新たな収益源となるよう、事業拡大を図ってまいります。

(注)「Flash」はAdobe System Incorporatedの米国ならびにその他の国における商標または登録商標です。

#### (2) 財政状態の分析

流動資産は、前連結会計年度末に比べて58,605千円減少し、1,294,880千円となりました。これは主として、売掛金の減少77,208千円等によるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて17,447千円増加し、400,460千円となりました。これは主として、関係会社株式の増加27,618千円等によるものであります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて41,158千円減少し、1,695,341千円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて41,442千円減少し、303,663千円となりました。これは主として、未払法人税等の減少55,620千円等によるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて7,499千円減少し、8,344千円となりました。これは、長期借入金の減少によるものであります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて48,941千円減少し、312,007千円となりました。

純資産は、前連結会計年度末に比べて7,783千円増加し、1,383,334千円となりました。これは主として、四半期純利益7,537千円の計上により利益剰余金が増加したことによるものであります。

#### (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、法人税等の支払、関係会社株式の取得等の減少要因があったものの、売上債権の減少、税金等調整前四半期純利益の計上等により、前連結会計年度末に比べて25,995千円増加し、当第1四半期連結会計期間末には740,137千円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、78,325千円となりました。

これは、法人税等の支払額97,893千円等があったものの、税金等調整前四半期純利益48,110千円及び売上債権の減少77,208千円等により、資金が増加したことが主な要因であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、44,568千円となりました。

これは、関係会社株式の取得40,000千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、7,760千円となりました。

これは、長期借入金の返済による支出7,499千円等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間において実施した研究開発活動はございません。

今後におきましては、引き続き当社グループの企業価値の向上に高い効果をもたらすサービスの研究開発、また、新技術への対応を行ってまいります。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,840
計	90,840

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,720	22,722	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー・マー ケット「ヘラクレス」)	
計	22,720	22,722		

(注) 提出日現在発行数には、平成20年8月1日から本書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成18年11月7日の株式分割(1:2)の効力発生により、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されており、以下は調整後の内容となっております。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

第1回新株予約権(平成18年1月31日臨時株主総会決議に基づく平成18年2月2日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	71
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	142
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年2月1日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

a 期間

上場日より2年経過した日からとする。

b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。  
新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。  
その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

### 3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

第2回新株予約権(平成18年1月31日臨時株主総会決議に基づく平成18年2月2日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	26
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	52
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成18年2月3日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

#### (注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

### 2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

- a 期間  
上場日より半年経過した日から、上場日より2年経過する日まで
- b 権利行使可能な新株予約権数の上限  
割当を受けた新株予約権数の2分の1まで(小数点1位以下は切り上げ)。ただし、当該上限個数が1個未満のときは1個まで。

- a 期間  
上場日より2年経過した日から上場日より5年経過する日まで
- b 権利行使可能な新株予約権数の上限  
割当を受けた新株予約権のすべて。

なお、平成18年10月26日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議において、新株予約権の行使条件における「期間」及び「権利行使可能な新株予約権数の上限」を、それぞれ「平成18年10月26日以降」及び「割当を受けた新株予約権のすべて」に変更しております。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

### 3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

第3回新株予約権(平成18年1月31日臨時株主総会決議に基づく平成18年6月30日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	42
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	84
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年2月1日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

#### (注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

## 2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

### a 期間

上場日より2年経過した日からとする。

### b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

## 3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

第4回新株予約権(平成18年1月31日臨時株主総会決議に基づく平成18年6月30日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,450 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成18年2月3日 至平成28年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,450 資本組入額 2,725
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

### (注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額5,450円に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により払込金額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前払込金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}$$

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{既発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

## 2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

### a 期間

上場日より半年経過した日から、上場日より2年経過する日まで

### b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権数の2分の1まで（小数点1位以下は切り上げ）。ただし、当該上限個数が1個未満のときは1個まで。

### a 期間

上場日より2年経過した日から上場日より5年経過する日まで

### b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間の初日以後に死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を相続できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

## 3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

### 会社法第239条の規定に基づく新株予約権

#### 第5回新株予約権(平成18年8月31日臨時株主総会決議に基づく平成18年8月31日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	27
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,500 (注)1
新株予約権の行使期間	自平成20年9月1日 至平成28年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,500 資本組入額 17,750
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

#### (注)1 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権の1個当たりの払込をすべき金額は、1株当たりの払込金額35,500円（以下「行使価額」という。）に新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、株式の分割または併合が行われる場合、上記行使金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、調整前行使金額を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

## 2 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者が、当社株式が日本国内の証券取引所に上場した日より次に掲げる期間において、権利行使が可能な新株予約権数の上限は、次のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

### a 期間

上場日より2年経過した日からとする。

### b 権利行使可能な新株予約権数の上限

割当を受けた新株予約権のすべて。

新株予約権の行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、創業者及びその親族、社外で割当を受けた者はこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。

その他権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

## 3 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日(注)	2	22,720	5	458,033	5	448,033

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。



(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,718	22,718	
単元未満株式			
発行済株式総数	22,718		
総株主の議決権		22,718	

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日(平成20年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	139,000	134,000	97,000
最低(円)	110,000	85,000	59,000

(注) 株価は、大阪証券取引所ニッポン・ニューマーケット「ヘラクレス」におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	740,137	714,141
売掛金	484,155	561,364
仕掛品	6,374	424
その他	68,806	82,392
貸倒引当金	4,593	4,837
流動資産合計	1,294,880	1,353,485
固定資産		
有形固定資産	71,888	74,192
無形固定資産		
ソフトウェア	193,934	151,208
その他	14,750	65,152
無形固定資産合計	208,685	216,361
投資その他の資産	119,887	92,459
固定資産合計	400,460	383,013
資産合計	1,695,341	1,736,499
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	25,900	41,276
短期借入金	30,000	30,000
1年内返済予定の長期借入金	29,996	29,996
未払法人税等	43,582	99,202
賞与引当金	50,892	33,535
その他	123,292	111,094
流動負債合計	303,663	345,105
固定負債		
長期借入金	8,344	15,843
固定負債合計	8,344	15,843
負債合計	312,007	360,948
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	458,033	458,028
資本剰余金	448,033	448,028
利益剰余金	475,387	467,849
株主資本合計	1,381,454	1,373,906
新株予約権	1,879	1,644
純資産合計	1,383,334	1,375,550
負債純資産合計	1,695,341	1,736,499

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	487,550
売上原価	174,214
売上総利益	313,336
販売費及び一般管理費	1 253,053
営業利益	60,283
営業外収益	
受取利息	598
その他	4
営業外収益合計	603
営業外費用	
支払利息	394
持分法による投資損失	12,381
営業外費用合計	12,776
経常利益	48,110
税金等調整前四半期純利益	48,110
法人税等	40,572
四半期純利益	7,537

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年6月30日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	48,110
減価償却費	24,147
貸倒引当金の増減額(は減少)	244
賞与引当金の増減額(は減少)	17,357
持分法による投資損益(は益)	12,381
売上債権の増減額(は増加)	77,208
たな卸資産の増減額(は増加)	5,949
仕入債務の増減額(は減少)	13,048
未払金の増減額(は減少)	14,421
未払消費税等の増減額(は減少)	1,602
その他	3,435
小計	176,218
法人税等の支払額	97,893
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>78,325</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	7,235
無形固定資産の取得による支出	8,265
関係会社株式の取得による支出	40,000
貸付金の回収による収入	10,500
その他	431
投資活動によるキャッシュ・フロー	44,568
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
長期借入金の返済による支出	7,499
株式の発行による収入	10
利息の支払額	272
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,760
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	25,995
現金及び現金同等物の期首残高	714,141
現金及び現金同等物の四半期末残高	740,137

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
<p>1 持分法の適用範囲の変更</p> <p>(1) 関連会社</p> <p>当第1四半期連結会計期間から、株式の取得により株式会社C L O N L a bを持分法の適用範囲に含めております。</p> <p>2 会計方針の変更</p> <p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。</p> <p>この変更による損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) リース取引に関する会計処理基準等の適用</p> <p>「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成5年6月17日最終改正平成19年3月30日企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日企業会計基準適用指針第16号)を当第1四半期連結会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。</p> <p>また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>この変更による損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
<p>1 固定資産の減価償却の算定方法</p> <p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p> <p>2 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法</p> <p>法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1 税金費用の計算 税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 48,572千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 40,495千円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1 販売費及び一般管理費の主要項目 広告宣伝費 83,830千円 回収代行手数料 38,263千円 給与手当 42,347千円 賞与引当金繰入額 9,233千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表の現金及び預金勘定の金額は一致していません。

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	22,720

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内容	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末 残高(千円)
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権			1,879
合計				1,879

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。



(リース取引関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名  
当第1四半期連結財務諸表への影響額に重要性があるものではありません。

2 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容  
該当事項はありません。

3 当第1四半期連結会計期間におけるストック・オプションの条件変更  
該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	モバイルコンテンツ事業 (千円)	モバイルイノベーション 事業(千円)	Eコマース 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	455,566	31,883	100	487,550	-	487,550
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	1,288	-	1,288	1,288	-
計	455,566	33,171	100	488,839	1,288	487,550
営業利益(又は営業損失)	99,439	4,826	34,629	59,983	300	60,283

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各区分に属する主要な品目

(1) モバイルコンテンツ事業：モバイルコンテンツ公式サイトの企画運営。

(2) モバイルイノベーション事業：企業向けモバイルソリューションサービスの提供。

(3) Eコマース事業：電子カタログギフトサイトの企画運営。

3 事業名称の変更

平成20年4月の組織変更により事業部門の名称を変更したことに伴い、事業の種類別セグメントの名称を、従来の「モバイルマーケティング事業」から「モバイルイノベーション事業」に変更しております。変更は名称のみであり、これによる事業の種類別セグメント情報の損益に与える影響はありません。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高がないため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 60,803円46銭	1株当たり純資産額 60,476円54銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,383,334	1,375,550
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	1,879	1,644
(うち新株予約権)	(1,879)	(1,644)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(千円)	1,381,454	1,373,906
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(株)	22,720	22,718

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	331円79銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	327円44銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	7,537
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	7,537
普通株式の期中平均株式数(株)	22,718
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	
四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	302
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年6月30日)

1 新株予約権の付与

(1) 第6回新株予約権

平成20年6月26日開催の定時株主総会及び同日開催の取締役会の決議ならびに平成20年7月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成20年7月25日付で、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役に対してストックオプションとして新株予約権を付与いたしました。

新株予約権の数	200個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 200株
行使時の払込金額	78,195円
行使期間	自平成22年7月26日至平成24年7月25日
付与対象者	当社取締役 5名

(2) 第7回新株予約権

平成20年6月26日開催の定時株主総会及び同日開催の取締役会の決議ならびに平成20年7月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成20年7月25日付で、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対してストックオプションとして新株予約権を付与いたしました。

新株予約権の数	113個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 113株
行使時の払込金額	78,195円
行使期間	自平成22年7月26日至平成24年7月25日
付与対象者	当社従業員 31名

(3) 第8回新株予約権

平成20年6月26日開催の定時株主総会及び同日開催の取締役会の決議ならびに平成20年7月24日開催の取締役会の決議に基づき、平成20年7月25日付で、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対してストックオプションとして新株予約権を付与いたしました。

新株予約権の数	5個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 5株
行使時の払込金額	78,195円
行使期間	自平成22年7月26日至平成24年7月25日
付与対象者	当社従業員 1名

2 パーチェス法を適用した企業結合の概要

当社は、平成20年7月29日付で、株式会社日本インターシステムの株式320株を取得し、子会社といたしました。

(1) 株式取得の目的

当社グループは、携帯電話向けHTMLメールサービスを軸としたモバイルコンテンツ事業及びEコマース事業を展開しております。一方、株式会社日本インターシステムは、化粧品・健康食品・健康器具の企画・卸売・販売、モバイルコマース構築・運営システムのサービス提供、モバイルコマース運営に関する各種コンサルティング等を行っております。

当社グループと株式会社日本インターシステムが持ちえるノウハウと主体事業の相乗効果により、Eコマース事業をより強固なものにすることができるとの判断から、当該株式を取得いたしました。

(2) 株式取得の相手会社の名称

株式会社ラ・パルレ

(3) 買収する会社の概要

商号	株式会社日本インターシステム
所在地	東京都豊島区南大塚二丁目45番8号
代表者	代表取締役 竹中光宏
事業の内容	モバイルコマース構築・運営システムのサービス提供、モバイル運営に関する各種コンサルティング、インターネット・モバイル広告代理店業務、全国提携エステティックサロンへの商材の提案・卸売、化粧品・健康食品・健康器具の企画・販売・卸売
資本金	20,000千円

(4) 株式取得の時期

平成20年7月29日

(5) 取得する株式の数、取得後の持分比率及び株式取得の対価

取得する株式の数	320株
取得後の持分比率	80.0%
株式取得の対価	290,000千円

(6) 支払資金の調達及び支払方法

当該株式取得の所要資金は自己資金により充当し、株券受渡し日（平成20年7月29日）において、株式取得の対価を支払っております。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月11日

株式会社アイフリーク  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 筆 野 力  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原 田 清 朗  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイフリークの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイフリーク及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

重要な後発事象1に記載されているとおり、会社は、平成20年7月25日付で、会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして新株予約権を付与している。

重要な後発事象2に記載されているとおり、会社は、平成20年7月29日付で、株式会社日本インターシステムの株式を取得し、子会社としている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。